

広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十七号

広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例

広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号ハ中「第三十一条第七項」を「第三十二条の二第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。